

《令和3年度 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター医療ガス各種（単価契約） 仕様書》

この仕様書は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「センター」という。）が発注する医療ガスを購入するための単価を決定し契約を行うもので、納入する者（「以下「納入者」という。」）が行う業務の概要を示すものである。現場の状況に応じて簡易なものについては、仕様書に記載されてない事項であっても誠意をもって行い、センターが安全管理上または業務運営上必要と認めたものは、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 目的

センター（岡山市立市民病院及び、岡山市立せのお病院）で使用する医療ガス各種の単価を決定し、安全で安定した医療ガス等を需要に基づき供給することで病院業務の特性に適した設備の運転を行うことにより、病院業務の円滑な運営に寄与する。

2. 契約期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

3. 代金の請求

1か月分を月末で締め切り、翌月末払い。

4. 納入場所

- ①岡山市北区北長瀬表町三丁目20番1号 岡山市立市民病院
- ②岡山市南区妹尾850番地 岡山市立せのお病院

5. 納入の要領及び関連業務

- (1) 目的に沿うよう、センターの指示に従い、確実に納入できること。また、納入時に不足状況が確認できた場合、当センターと相談し、適宜補充すること。
なお、納入時の受け渡しは、センター関係者立ち会いのもとに行うこととし、納入の都度、納入数量・納入金額を示した納入伝票をセンターSPD業者に渡すこと。
- (2) センターより発注を受けたのち、速やかに指定された日時及び場所に納入すること。
- (3) 医療用液体酸素のタンクへの補充は、センター職員立ち会いのもと保安に留意して、補充量の確認を受けること。
- (4) 24時間365日対応すること。
- (5) 納入者は、センターの求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。
- (6) 別紙に記載の数量はあくまで見込みであり、実際の数量は増減することがある。この場合の単価への補償等は一切行わない。
- (7) 物品運送中に破損、汚染などさせた場合、これらに要する費用は納入者の負担とする。